

# 個人住民税の給与からの特別徴収実施が徹底されます

群馬県内全市町村では、平成29年度から、個人住民税の給与からの特別徴収実施を徹底します。皆様の御理解と御協力をお願いします。問い合わせは、税務課市民係（☎内線226）、県総務部市町村課（☎027・226・2228）又は、県総務部税務課（☎027・226・2196）へ。



収する義務のある事業主は、個人住民税の特別徴収を行う義務があります。これまで特別徴収を行っていなかった事業主についても、平成29年度から、特別徴収義務者として指定されます。

**特別徴収の対象となる給与所得者（従業員）**

原則として、アルバイトやパートなどを含む全ての従業員から特別徴収する必要があり、特別徴収するかどうかを給与所得者の意思で選択する

ことはできません。ただし、給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書を提出し、当該理由書に記載されている理由に該当する場合は、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

## 個人住民税の特別徴収

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与と所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収（天引き）し、従業員に代わって市に納付していた

## 特別徴収義務者となる給与支払者（事業主）

地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴

# 不動産合同公売

県東部地区の市町と群馬県が合同で行う不動産合同公売を実施します。

市の公売予定物件は下表のとおり8件です。その他の各執行機関の公売物件についても、市役所1階滞納特別対策室、新里・黒保根支所、市ホームページに資料が有ります。

期日・時間＝11月24日（木）午後1時から受け付け  
場所＝群馬県太田合同庁舎（太田市西本町60 - 27）

問い合わせは、滞納特別対策室滞納特別対策係（☎内線362）へ。

公売財産（面積は登記簿表示）	最低公売価格（公売保証金）消費税込
①川内町三丁目225番1 雑種地 608㎡ ②川内町三丁目225番6 宅地 629.29㎡ ③川内町三丁目225番地6 居宅 木造瓦葺平家建 282.49㎡ 物置 木造瓦葺平家建 5.15㎡	8,000,000円 (800,000円) 混在財産
①相生町二丁目575番12 宅地 309.16㎡ ②相生町二丁目575番地12 居宅 木造瓦葺平家建 109.41㎡	4,000,000円 (400,000円) 混在財産
①川内町二丁目31番2 畑 743㎡ ②川内町二丁目31番9 宅地 447.27㎡ ③川内町二丁目36番3 宅地 4.58㎡ ④川内町二丁目31番地9 居宅 木造瓦葺平家建 145.74㎡	15,000,000円 (1,500,000円) 混在財産
①川内町二丁目36番1 畑 2,370㎡	13,500,000円 (1,400,000円) 非課税財産
①相生町二丁目1057番4 宅地 222.38㎡	5,900,000円 (590,000円) 非課税財産
①相生町二丁目922番1 畑 3,739㎡	19,000,000円 (1,900,000円) 非課税財産
①東久方町三丁目47番1 宅地 651.83㎡ ②東久方町三丁目47番7 宅地 125.79㎡ ③東久方町三丁目47番23 宅地 2.26㎡ ④東久方町三丁目47番25 宅地 7.50㎡ ⑤東久方町三丁目48番3 宅地 1.85㎡ ⑥東久方町三丁目47番地1、7 居宅 木造瓦葺2階建 1階205.36㎡、2階52.99㎡ 工場 木造スレート瓦葺平家建 109.20㎡ 物置 木造瓦葺2階建 1階26.49㎡、2階26.49㎡ 物置 木造瓦葺平家建 41.48㎡	12,000,000円 (1,200,000円) 混在財産
①梅田町四丁目123番 宅地 363.26㎡ ②梅田町四丁目123番地 居宅 木造瓦葺2階建 1階83.63㎡、2階33.12㎡	1,680,000円 (170,000円) 混在財産

# 桐生厚生総合病院 平成28年度職員採用試験



## 職種・採用予定人数

看護師Ⅱ10人程度  
歯科衛生士Ⅱ1人程度  
管理栄養士Ⅱ1人程度  
事務（一般事務・社会福祉士・臨床心理士）Ⅱ若干人※  
社会福祉士は入院患者の退院調整など、臨床心理士は患者、家族への心理的援助などの業務です。  
採用予定期日Ⅱ平成29年4月1日※管理栄養士の資格取得

## 受験資格

見込みの人は、国家試験合格後に採用します。  
（1）年齢要件  
看護師Ⅱ昭和51年4月2日以降に生まれた人  
歯科衛生士・管理栄養士Ⅱ昭和62年4月2日以降に生まれた人  
事務（一般事務・社会福祉士・臨床心理士）Ⅱ昭和46年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人  
（2）資格などの要件  
看護師、歯科衛生士、社会福祉士、臨床心理士Ⅱ当該職種資格（免許）を持つ人又は

## 試験期日・内容

平成28年4月1日までに取得見込みの人  
管理栄養士Ⅱ当該職種の資格（免許）を持つ人又は平成29年6月1日までに取得見込みの人  
一般事務Ⅱ民間企業などの職経験が5年以上ある人  
事務（一般事務・社会福祉士・臨床心理士）Ⅱ1次試験（書類選考）を実施し、合格者に対する2次試験（面接試験）を11月27日（日）に予定  
看護師・歯科衛生士・管理栄養士Ⅱ面接試験等を11月下旬に予定

## 申し込み

申し込みⅡ10月3日（月）から19日（水）まで（土、日、祝日を除く）の午前9時から午後5時までに、桐生厚生総合病院2階の総務課人事係へ。申込用紙は10月3日（月）から同係で配布するほか、10月1日（土）から桐生厚生総合病院ホームページに掲載します。  
その他Ⅱ看護師については、病院見学を随時受け付けています。希望する人は、事前に厚生病院2階の総務課人事係へ申し込んでください。  
問い合わせは、桐生厚生総合病院総務課人事係（☎47163）へ。

# 特別障害者手当と障害児福祉手当の申請を受け付けています

いずれも本人及び扶養義務者の所得制限があります。

## 特別障害者手当

対象＝著しく重度の障害にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の人  
金額＝月額26,830円

## 障害児福祉手当

対象＝日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の人  
金額＝月額14,600円

問い合わせは、福祉課障害福祉係（☎内線399）へ。

# 国民年金保険料の追納を

保険料の免除や学生の納付特例、納付猶予の適用を受けた人は、保険料を全額納付した人に比べ、将来受け取る年金額が少なくなってしまう。

受給額を増やすために、免除などの承認を受けた期間の保険料の全部又は一部を後から追納することができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合は、当時の保険料に加え経過した年数に応じた加算額を上乗せして納めていただきます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44 - 2311）又は、市民課年金係（☎内線273）へ。

# 住環境改善事業補助金の申込期限は10月31日（月）までです

住宅のリフォーム補助の申込期限が近づいています。

市民が所有し居住する住宅を市内の施工業者を利用して、住宅本体の機能、住環境の向上のためのリフォーム、修繕を行う人を対象に費用の一部を補助しています。過去にこの補助金を受けた人は対象外です。

募集件数＝概ね70件程度（先着順）  
申し込み＝10月31日（月）まで（土、日、祝日を除く。）  
問い合わせは、建築住宅課住宅係（☎内線633）へ。

